

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

なお、本公募に係る業者決定及び契約締結は、当該調達に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

記

1 件名

ETCカードの利用業務

2 公募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」における競争参加資格を有している者。

(4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(6) 応募要領に掲げる応募資格を全て満たす者であること。

3 応募期間及び応募先（問合せ先）

(1) 公告期間：令和8年2月16日～令和8年3月13日

(2) 応募期限：令和8年3月13日 17時00分

(3) 応募先（問合せ先）：愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎9階
名古屋植物防疫所庶務課用度係

TEL 052-651-0111

4 その他

応募が複数ある場合、競争性があることから一般競争入札（又はそれに準ずる方式による競争）によることとなるため、その場合は別途公告する。

令和8年2月16日

分任支出負担行為担当官
名古屋植物防疫所長 阿部 清文

ＥＴＣカードの利用業務応募要領

1. 総則

ＥＴＣカードの利用業務（以下「業務」という。）の請負者を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

2. 業務内容

業務内容は、別添「ＥＴＣカードの利用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 応募資格

仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。

4. 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

（1）提出期限：令和8年3月13日 17時00分

（2）提出場所及び問合せ先

〒455-0032

愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎9階
名古屋植物防疫所庶務課用度係

TEL 052-651-0111

（3）提出書類

ア 参加申込書（別紙1） 1部

イ 提出者の概要（会社概要等） 1部

ウ 資格審査結果通知書の写し 1部

（4）提出に当たっての留意事項

ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

イ 郵送等により提出する場合は、「（1）提出期限」内に、「（2）提出場所」に到着したものまでを受け付ける。

ウ 提出された書類に不備があった場合は、無効とする。

エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。

カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

5. その他

応募要領に基づいて作成した応募申込書を分任支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者と契約を締結するものとする。

また、本調達は令和8年度の案件であるため、契約締結にあたっては、令和8年度予算の成立が条件となることを了承のうえ、応募すること。

なお、有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

くじ引き抽選の日時及び場所については、応募期限後、応募者に通知する。

別紙 1

令和　年　月　日

公募参加申込書

分任支出負担行為担当官
名古屋植物防疫所長 殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年2月16日付けで公募公告のありました「令和8年度ETCカード利用業務」について、仕様書の条件を満たしていることを確認するとともに、別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」について同意しましたので、申し込みます。

担当者連絡先

部　　署
氏　　名
電話番号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、公募参加申込書の提出をもって誓約いたします。

ETCカードの利用業務仕様書

1. 総 則

- (1) 本仕様書は、中日本高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）の指定する道路において、発注者が利用できるETCカードを利用する場合に適用するもので、受注者は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。
- (2) ETCカード使用により生じた高速道路株式会社の発注者に対する債権を、当該会社から受注者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 発行枚数

20枚 但し、年度途中で枚数が変更となることがある。

4. 基本要件

- (1) 年会費及び発行手数料等（再発行を含む。）

年会費、保証金は無料であること。ただし、取扱手数料、発行手数料はETCカード1枚あたり629円以下であること。

- (2) 利用料にかかる割引

利用料について、カード毎に以下の割引を行うこと。

中日本高速道路株式会社

- ・5,000円を超える10,000円までの部分について10%以上の割引
- ・10,000円を超える30,000円までの部分について20%以上の割引
- ・30,000円を超える部分について30%以上の割引

- (3) ETCカードの発行に要する期間

ETCカード発行の申込みを受理した後、2週間以内でETCカードの発行ができること。

5. 業務内容

- (1) 対象

発注者の所有する公用車を対象として、発注者の必要に応じてETCカード（クレジット機能は有しないものに限る。）を発行し、貸与・利用させるものとする。

- (2) 所有权

ETCカードの所有権は受注者に属し、ETCカードの紛失・盗難が生じた場合には、適切な対応を行わなくてはならない。

(3) 明細書

発注者のE T Cカード使用により生じた高速道路株式会社からの債権に係る明細書を作成し、発注者が別途指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(4) 請求

高速道路株式会社からの債権譲渡された金額について、請求を行うこととする（請求書に基づき、銀行口座振込により支払う。）。

なお、令和9年3月分（3月1日～31日使用分）については、翌月22日までに請求を行うこと。

6. その他

- (1) 当該業務を行うに当たっては、事前に名古屋植物防疫所庶務課用度係（以下「用度係」という。）と打ち合わせを行うこと。
- (2) 疑義が生じた場合は、用度係と連絡を取り、指示を受けること。

契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 名古屋植物防疫所長 阿部 清文（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）との間に、下記条項により E T C カードの利用に関する契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、甲を乙の発行する E T C カードの法人会員として入会させ、 E T C カードを発行し、甲に貸与し、使用させる（以下「業務」という。）ものとする。

なお、本契約に定める事項の他は、乙の定める E T C カード（法人一括型）会員規約によるものとする。

2 甲が貸与を受けた E T C カードについては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「東日本高速道路株式会社等」という。）の指定する道路において使用できるものとする。

3 甲は、 E T C カード使用により生じた東日本高速道路株式会社等の甲に対する債権について、乙が甲に代わって東日本高速道路株式会社等に立替払することを乙に委託するものとする。

4 甲は、 E T C カード使用により生じた乙の債権を支払うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約を締結した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（E T C カードの発行）

第4条 乙は、甲が所有する車両を対象として、本契約の定めるところにより E T C カードを発行するものとする。

2 乙は、甲の必要に応じ、 E T C カードを発行するものとする。

(E T C カードの所有権)

第5条 E T C カードの所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

(契約金額)

第6条 契約金額は、次のとおりとする。

年会費・保証金：無料

カード発行手数料：○○○円（※629円以下であること）

債 権：東日本高速道路株式会社等へ立替払を行った金額

(契約保証金)

第7条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又は

これへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第9条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規

定は、適用しない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約終了後においても第1項の責任を負うものとする。

(事情変更)

第11条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。
- 3 前2項の場合において本契約条項を変更する必要がある場合には、書面により定めるものとする。

(検査)

第12条 乙は、各月経過後、利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、乙から明細書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(契約金額の請求及び支払)

第13条 乙は、前条に定める検査に合格した後に、東日本高速道路株式会社等へ立替払を行った債権の支払を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(遅延利息)

第14条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わなかった場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントの割合で計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、自己の都合により、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が本契約条項に違反したときは、書面により通告し、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、第11条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第12条から第14条までの規定を準用するものとする。

- 2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 乙は、本契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に期すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 4 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 本契約事項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第7条の2第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相

当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の場合の契約の解除等）

- 第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。
- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 4 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
 - 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠

償金を請求することを妨げるものではない。

- 6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第5条 業務終了後に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県名古屋市港区入船2-3-12
分任支出負担行為担当官
名古屋植物防疫所長 阿部 清文

乙